



東地申第1号

「JR東労組東京地本第37回再建大会発言」に基づく申し入れ

2020年11月4日実施(その3)

第5項 平成20年7月30日東地申1号、平成20年10月17日東地申6号「労働基準法第36条の規定に基づく時間外及び公休日労働に関する協定」の議事録確認に基づき、従業員数が常時50人未満の事業所でも、安全で快適な職場をつくるための調査審議の場を設けること。

組合：従業員が50人未満の職場（東大宮の訓練センターなど）で、職場で発生する問題を議論できる場をつくり、問題解決に向けて取り組むこと。

会社：東京支社安全衛生管理取り扱い規定（通達）に則って取り扱っている。50人未満だからといって何もしていないわけではない。

組合：この間の50人未満の事業所における調査審議の開催実績はどのくらいか。

会社：訓練センターは総務部の所属で、訓練センター単独では実施していない。

組合：総務部の安全衛生委員会の中に訓練センターの社員はいるのか。

会社：入っていない。

組合：訓練センターの声が届いていないという発言があったが、実際にそういうことか。

会社：通達で社員の意見を聞くと出している。50人未満であれば毎月というわけではないが、総務部としては実施している。

組合：訓練センターではコロナ渦の中で日々多くの訓練生と接している。総務部として支社では安全衛生委員会を実施しているが、訓練センターの皆さんの思いは、私たちの話を聞いてほしい・もう少しコミュニケーションと取ってほしいということ。支社としても受け止めていただきたい。職場で発生する問題について、議論する場を設けていただきたい。

会社：コミュニケーションをとることは必要なことだと認識している。いただいた声については伝えていく。意見は聞く。どのようにコミュニケーションをとるのかは検討する。職場の中で何かあれば意見交換・コミュニケーションを図ることは重要である。

**今後も組合員の皆さまの声を大切に「安全・健康・ゆとり・働きがい」のある
職場と仕事を創造するために取り組みます！！**

様々なご意見を東京地本までお寄せください！